

令和3年1月14日

新型コロナウイルス感染症対策室

第20回北九州市新型コロナウイルス感染症対策会議

確認・決定事項

昨日（1月13日）、国において、新型コロナウイルス対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が出され、2月7日までの間、福岡県を含む7府県（栃木県、愛知県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）が対象区域として、新たに追加指定された。

これを受けて、本市において対策会議を開催した結果、以下のとおり確認・決定する。

【確認事項】

1 市民への要請

生活や健康の維持に必要な場合を除いた、不要不急の外出・移動を自粛すること、特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること。

2 事業者への要請等

期間：令和3年1月16日（土）0時から2月7日（日）24時まで

①飲食店、喫茶店等

営業時間を20時までとすること。

（酒類提供時間は11時から19時までとすること）

②劇場・映画館、運動施設、博物館・美術館等

営業時間①と同じ。

但し、人数上限5,000人かつ収容率要件50%以下。

3 職場への出勤等

在宅勤務やローテーション勤務等を強力に推進すること。

事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。

【決定事項】

1 市の公共施設について

（ 開館時間は原則として20時まで。 ）

2 市主催等のイベントの開催制限について

（ 屋内・屋外ともに5,000人以下。
屋内は収容定員の50%以内。
屋外は人と人との距離を十分に確保。 ）

3 学校について

① 学校の一斉休校はしない。

② 体育の授業については、可能な限り「屋外」で実施する。

③ 部活動については、密集する運動や接触する場面が多い活動、大きな発声を伴う運動は行わない。また、中学校体育連盟等主催大会以外の大会への参加などは、当面の間中止。